

目次（収納事務の委託）

◎岡山県告示第二百九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

地方職員共済組合岡山県支部

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号に所在する岡山県庁舎

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで